

埼玉県迷惑行為防止条例施行規則及び埼玉県道路交通法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年3月30日

埼玉県公安委員会委員長 塩川 修

埼玉県公安委員会規則第6号

埼玉県迷惑行為防止条例施行規則及び埼玉県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

(埼玉県迷惑行為防止条例施行規則の一部改正)

第1条 埼玉県迷惑行為防止条例施行規則(平成19年埼玉県公安委員会規則第8号)の一部を次のように改正する。

別記様式第1号及び別記様式第2号中「印」を削り、「付すこと」を「記入すること」に改める。

(埼玉県道路交通法施行細則の一部改正)

第2条 埼玉県道路交通法施行細則(昭和41年埼玉県公安委員会規則第2号)の一部を次のように改正する。

別記様式第25の2及び別記様式第25の2の2中「適性検査印」を「適性検査者」に、「登録者印」を「登録者」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際、この規則による改正前の様式による用紙で、現に残存するものは、なお使用することができる。